

令和6年2月4日 第2回 佐竹台留守家庭児童育成室保護者説明会 事前質問に対する回答

番号	質問	回答
○ 募集要領・仕様書について		
1	募集要領及び仕様書は既に完成しているのか。また、応募期間の決定や公表時期はいつになるのか。	募集要領と仕様書については、令和6年4月に開催を予定している事業者選定等委員会を経て決定するものです。また、公募の期間についても募集要領記載事項ですので、その課程を経て決定するものであり、決定すれば公募の時期と合わせてHP上に掲載してお知らせします。
2	募集要領、仕様書に保護者の意見を反映させるための方法と期限は。	募集要領と仕様書の案については、令和6年4月開催予定の事業者選定等委員会までに事務局案として作成します。保護者会として取りまとめていただいた上でメール等で送付していただきましたら、反映の検討を行います。 令和6年度第1回事業者選定等委員会については、各分野の委員の選任が決まれば各委員と日程調整を行って決定しますが、公募開始までの日程を考慮すると4月には開催します。
3	募集要領に記載予定の運営教室数は。	佐竹台育成室の児童推計を見据えた教室数を記載予定ですが、おおむね4教室から5教室での運営を想定しています。
4	現在、佐竹台育成室には6教室あるが、どこの教室を使用予定なのか。また、使用予定がない教室の活用方法は。	使用予定の教室については、現在使用している教室を基本として、受託決定事業者と協議を行いながら決定します。また、使用予定がない教室がある場合は、職員の更衣や休憩スペース、体調不良となった児童の休養スペースなどを想定していますが、最終的には受託決定事業者と協議を行う予定です。
5	育成室の見学会は、全学年の児童が在室の時間帯に見学するのか。また、現在使用していない教室も見学するのか。	見学会の実施日時については応募事業者数や事業者が応募する箇所数にもよりますが、可能な限り全学年の入室児童が在室している日程、時間帯で事業者と調整予定です。また、育成室として保有している教室は全て見学していただく予定です。
6	事業者が作成する提出書類は具体的にどのような書類か。また、開示される範囲は。	提出書類は、事業実施計画書や収支計画書、事業者の収支計算書、損益計算書、役員名簿や事業運営実績を一覧にした書類など審査する上で必要な書類となります。 審査するための書類となり事業者の決算書等の書類も含まれることから開示対象とはなりません。ただし、吹田市の特別職非常勤職員として委嘱される事業者選定等委員会の委員に選任された場合は、審査を行う必要があることから、守秘義務を前提として書類の副本を手交します。

令和6年2月4日 第2回 佐竹台留守家庭児童育成室保護者説明会 事前質問に対する回答

番号	質問	回答
7	仕様書の指導員の配置に関して、府が行う研修を修了した者と記載されているが、具体的にどのような内容ですか。また、児童福祉事業に従事した者とは具体的にどのような内容か。	<p>【資料②募集要領・仕様書編～P.7参照】</p> <p>府が行う研修とは、放課後児童支援員認定資格研修であり、資料記載の該当者は研修を受講の上、放課後児童支援員の資格を取得する必要があります。</p> <p>児童福祉事業とは、社会福祉法で定められた利用者の保護を目的とした入所サービスを実施する第一種社会福祉事業と利用者への影響が小さい通所・訪問サービスを実施する第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業とされています。具体的には、障がい児入所施設や児童更生施設、放課後等デイサービス、認定こども園などが挙げられます。また、従事した者とは、これらの施設において、障がい児等への直接支援（生活指導、生活支援等）又は相談支援に関わる職員として、実際に当該業務に従事した者とされています。</p>
8	仕様書に担任のうち1人以上は実務経験者と記載されているが、育成室全体で1人なのか、1クラス当たり1人なのか。また、放課後児童健全育成事業に従事した者と記載されているが、具体的にどのような内容か。	<p>担任については各クラスに配置するため、1クラス当たり1名は実務経験者が配置されることとなります。</p> <p>放課後児童健全育成事業に従事した者とは、指導員及び補助員として従事経験がある者を指し、2年以上の経験としては、おおむね2,000時間の実績が目安として必要となります。</p>
9	仕様書のおやつの実施に関して、保護者の意見に十分に配慮して提供と記載があるが、おやつに関してこれまでどのような意見が出ているか。	<p>補食の観点から提供するおやつメニューを変更するように改善を求める意見、多い、少ないなど量に関する意見があります。</p>
○ 連携協定・引継ぎについて		
10	連携協定概要に記載の保護者との打合せの頻度は。また、打合せの提案は市と保護者会どちらが提案するのか。	<p>【資料②募集要領・仕様書編～P.4参照】</p> <p>連携協定で規定している保護者との打合せは懇談会及び説明会のことです。場合によっては、運営委員会のように役員だけの会もあり得ると考えています。</p> <p>また、懇談会については、市と事業者の両者で行うこととなりますが、説明会などについては、主任指導員も含めて、佐竹台育成室に従事する事業者の指導員全員での対応となります。</p>
11	連携協定概要に記載の保護者との打合せ対象は保護者全体か。それとも役員のみか。	<p>その他にも令和7年度からの運営に際して、おやつ代の支払方法など事業者と保護者との間で行うやり取りも含まれるため、協定の中では総じて打合せとしています。</p>
12	実際に4月から保育する人に保護者との打合せに参加してもらえるのか。	
13	引継保育期間中に突然事業者が来なくなった場合の対応は。	<p>引継保育を実施するに当たっては事業者と連携協定を締結しますが、当該協定に違反することとなり、委託契約予定事業者として決定した事項を取り消すこととなります。</p>

令和6年2月4日 第2回 佐竹台留守家庭児童育成室保護者説明会 事前質問に対する回答

番号	質問	回答
14	<p>契約予定事業者として決定した事項を取り消すことができる」と記載されているが、違約金はあるのか。また、取消しになる時期は。年度途中に取り消された場合は一旦市の直営になるのか。</p>	<p>連携協定に基づいて、契約予定事業者として取り消す場合は、委託契約締結前の令和6年度中の取消しとなり、違約金はありません。令和7年度からの業務委託は時期的にも不可能となり、直営での運営を継続することとなります。</p>
○ その他		
15	<p>特別委員以外には、どこまで民間委託に関する情報が開示されるのか。</p>	<p>公募開始時期、応募事業者数、決定事業者名について、お知らせさせていただきます。</p>
16	<p>指導員の確保について、委託育成室では、午前中は保育園で勤務して、その後育成室で勤務するという働き方の育成室があるとのことだが、直営でもできないのか。保育園などと連携すれば確保できるのでは。</p>	<p>【Q&A No6参照】</p>
17	<p>長期休業期間中の受入時間が令和5年度以降8時になっているが、5年度以前の委託育成室は8時からにならないのか。 各事業者によって仕様書に差があるのであれば、統一すべきだし、差があってはいけないのでは。</p>	<p>【第1回説明会議事要旨抜粋】 「現在、長期休業期間中の8時開室については、委託育成室14か所中11か所で実施しています。令和5年度から委託運営を開始した育成室については、仕様書に定めますので全て8時からの開室となります。経過としては、直営、委託を含めて8時開室というニーズに対して実施できていない状況があったため、委託育成室の中で、実施可能な育成室から順次実施しているところです。」 8時開室を実施している委託育成室については、その分委託料を支払っており、実施していない育成室に関しては、引き続き事業者に対して実施できるよう求めているところです。</p>